

農地関係 I C T 活用工事実施要領 新旧対照表

| 改正後   | 現行（令和7年1月1日施行）   |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">農地関係 I C T 活用工事実施要領</p> <p>第6条 I C T 活用工事実施の推進のための措置<br/>           (1) 工事成績評定における加点<br/>           I C T 活用工事を実施した場合、発注方法に関わらず、工事成績評定の創意工夫において評価する。評価に当たっては、<u>第1条の①から⑤までの活用した技術ごとに評価する。</u></p> <p>第7条 施工後における報告及び納品<br/>           (1) 工事特性等への対応状況の報告<br/>           請負者は、I C T 施工技術を活用する場合は、施工計画書に必要事項を記入のうえ、監督員に提出するとともに実施状況が確認できる写真を添付した任意様式により工事完了時までに監督員に報告するものとする。なお、報告が無い場合には、<u>第6条に定める評価を行わない。</u></p> | <p style="text-align: center;">農地関係 I C T 活用工事実施要領</p> <p>第6条 I C T 活用工事実施の推進のための措置<br/>           (1) 工事成績評定における加点<br/>           I C T 活用工事を実施した場合、発注方法に関わらず、工事成績評定の創意工夫において評価するものとする。評価に当たっては、<u>創意工夫の評価項目として、第1条①～⑤に示す I C T 施工技術の内、いずれか一つでも実施した場合は「I C T（情報通信技術）を活用した情報課施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、①～⑤の技術について、活用した技術ごとに評価を加える。</u></p> <p>第7条 施工後における報告及び納品<br/>           (1) 工事特性等への対応状況の報告<br/>           請負者は、I C T 施工技術を活用する場合は、施工計画書に必要事項を記入のうえ、監督員に提出するとともに実施状況が確認できる写真を添付した任意様式により工事完了時までに監督員に報告するものとする。なお、報告が無い場合には、<u>第6条 2に定める評価を行わない。</u></p> |